

決算審査特別委員会（全体会） 協議事項

令和6.9.13（金）午後1時30分
於：全員協議会室

- 1 一般・特別会計決算の概要説明及び健全化判断比率・資金不足比率の報告
- 2 内部統制評価報告書の報告
- 3 監査意見の発表
- 4 総務委員会委員の分科会所属
- 5 各分科会の主査及び副主査選任
- 6 分科会の審査順序及び発言順序
- 7 分科会の運営方法等

決算審査特別委員会(分科会) 名簿

★:決算特委員長 ☆:決算特副委員長 ◎:常任委員長 ○:常任副委員長

敬称略

	役職等	第1分科会			第2分科会		
		氏 名	会派	所属常任委員会	氏 名	会派	所属常任委員会
	主査	◎ 齋藤 和志	自民	総務	◎ 平野 岳子	自民	建設消防
	副主査	◎ 鈴木 真人	市ク	厚生保健	◎ 露木里江子	自民	環境経済
	副主査	◎ 関イチロー	創造	市民文教	○ 神間 郁子	自民	環境経済
1	委員	◎ 鈴木 真人	市ク	厚生保健	◎ 露木里江子	自民	環境経済
2	委員	○ 小野田康弘	自民	厚生保健	○ 神間 郁子	自民	環境経済
3	委員	辻村 公子	自民	厚生保健	小黒 啓子	共産	環境経済
4	委員	山崎とし子	公明	厚生保健	森田 賢児	創造	環境経済
5	委員	大城 七瀬	市ク	厚生保健	花井 洋介	市ク	環境経済
6	委員	遠山 将吾	創造	厚生保健	中野 和幸	自民	環境経済
7	委員	稲葉 大輔	自民	厚生保健	☆ 松本 康夫	自民	環境経済
8	委員	高林 修	自民	厚生保健	黒田 豊	公明	環境経済
9	委員	◎ 関イチロー	創造	市民文教	戸田 誠	自民	環境経済
10	委員	○ 井田 博康	自民	市民文教	◎ 平野 岳子	自民	建設消防
11	委員	鈴木 恵	市政	市民文教	○ 酒井 豊実	共産	建設消防
12	委員	鈴木 裕之	自民	市民文教	藤田 典良	自民	建設消防
13	委員	石津 陽子	市ク	市民文教	久米 丈二	自民	建設消防
14	委員	加茂 俊武	自民	市民文教	太田利実保	創造	建設消防
15	委員	松下 正行	公明	市民文教	幸田恵里子	公明	建設消防
16	委員	花井 和夫	自民	市民文教	北野谷富子	市ク	建設消防
17	委員	◎ 齋藤 和志	自民	総務	柳川樹一郎	自民	建設消防
18	委員	馬塚彩矢香	市サ	総務	○ 岩田 邦泰	市ク	総務
19	委員	北島 定	共産	総務	小泉 翠	自民	総務
20	委員	丸 英之	公明	総務	須藤 京子	自民	総務
21	委員	★ 倉田 清一	自民	総務	湖東 秀隆	創造	総務
22	委員	太田 康隆	自民	総務			

決算審査特別委員会の審査順序（第1分科会）

1日目【10月1日】

順序	議案番号	案 件 名	課名等	課長数	部長数
1	認第4号	令和5年度浜松市一般会計歳入歳出決算	議会総務課 議事課 調査法制課	1 1 1	1 1 1
2	認第4号	令和5年度浜松市一般会計歳入歳出決算	企画課 東京事務所 広聴広報課 国際課	2 1 1 1	1
3	認第4号	令和5年度浜松市一般会計歳入歳出決算	政策調査官	1	1
4	認第4号	令和5年度浜松市一般会計歳入歳出決算	秘書課 人事課 政策法務課 職員厚生課 文書行政課 選挙管理委員会事務局	1 2 3 1 1 1	1 1
4	認第4号	令和5年度浜松市一般会計歳入歳出決算	保健総務課 動物愛護教育センター 生活衛生課	1 1 3	2
5	認第4号	令和5年度浜松市一般会計歳入歳出決算	健康医療課 精神保健福祉センター 看護専門学校 保健環境研究所	1 1 1 1	3
6	認第4号	令和5年度浜松市一般会計歳入歳出決算	病院管理課 佐久間病院 健康増進課	2 1 1	3
7	認第4号	令和5年度浜松市一般会計歳入歳出決算	福祉総務課 障害保健福祉課 障害者更生相談所	2 2 1	1
8	認第4号 認第5号 認第7号 認第8号	令和5年度浜松市一般会計歳入歳出決算 令和5年度浜松市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算 令和5年度浜松市介護保険事業特別会計歳入歳出決算 令和5年度浜松市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算	高齢者福祉課 介護保険課 国保年金課	2 1 1	1

※課長数には担当課長を含む。部長数には技術統括監、担当部長、参与を含む。

決算審査特別委員会の審査順序（第1分科会）

2日目【10月3日】

順序	議案番号	案 件 名	課名等	課長数	部長数
1	認第4号	令和5年度浜松市一般会計歳入歳出決算	中央区	1	1
			浜名区	1	1
			天竜区	1	1
2	認第4号	令和5年度浜松市一般会計歳入歳出決算	市民生活課	2	1
			市民協働・地域政策課	2	
			UD・男女共同参画課	1	
3	認第4号	令和5年度浜松市一般会計歳入歳出決算	創造都市・文化振興課	3	2
			文化財課	1	
			博物館	1	
			美術館	1	
			中央図書館	1	
4	認第4号	令和5年度浜松市一般会計歳入歳出決算	スポーツ振興課	1	2
5	認第4号	令和5年度浜松市一般会計歳入歳出決算	教育総務課	2	1
	認第13号	令和5年度浜松市学童等災害共済事業特別会計歳入歳出決算	教育施設課	2	
			健康安全課	1	
6	認第4号	令和5年度浜松市一般会計歳入歳出決算	教職員課	2	1
	認第12号	令和5年度浜松市育英事業特別会計歳入歳出決算	教育センター	1	
			指導課	1	
			教育支援課	1	
			市立高等学校	1	

※課長数には担当課長を含む。部長数には技術統括監、担当部長、参与を含む。

決算審査特別委員会の審査順序（第1分科会）

3日目【10月4日午後】

1	認第4号	令和5年度浜松市一般会計歳入歳出決算	会計課	1	1
			人事委員会事務局	1	1
			監査事務局	1	1
			ウエルネス推進事業本部	1	1
2	認第4号	令和5年度浜松市一般会計歳入歳出決算			
3	認第4号 認第6号	令和5年度浜松市一般会計歳入歳出決算 令和5年度浜松市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算	こども若者政策課	1	1
			子育て支援課	1	
			児童相談所	1	
			幼保支援課	1	
			幼保運営課	1	
4	認第4号	令和5年度浜松市一般会計歳入歳出決算	税務総務課	1	2
			市民税課	1	
			資産税課	1	
			収納対策課	1	
5	認第4号	令和5年度浜松市一般会計歳入歳出決算	アセットマネジメント推進課	2	1
			公共建築課	1	
			調達課	1	
			技術監理課	1	
6	認第4号	令和5年度浜松市一般会計歳入歳出決算	財政課	1	1
	認第16号	令和5年度浜松市公債管理特別会計歳入歳出決算			

※課長数には担当課長を含む。部長数には技術統括監、担当部長、参与を含む。

決算審査特別委員会の審査順序（第2分科会）

1 日目【9 月30日】

順序	議案番号	案 件 名	課名等	課長数	部長数
1	認第4号	令和5年度浜松市一般会計歳入歳出決算	カーボンニュートラル推進事業本部	1	1
2	認第4号	令和5年度浜松市一般会計歳入歳出決算	デジタル・スマートシティ推進課	1	1
			情報システム課	1	
3	認第4号	令和5年度浜松市一般会計歳入歳出決算	危機管理課	1	1
4	認第4号	令和5年度浜松市一般会計歳入歳出決算	農業水産課	1	2
	認第9号	令和5年度浜松市と畜場・市場事業特別会計歳入歳出決算	食肉地方卸売市場	1	
	認第11号	令和5年度浜松市中央卸売市場事業特別会計歳入歳出決算	中央卸売市場	1	
			農業振興課	1	
			農地整備課	2	
			農地利用課	1	1
			農業委員会事務局		
			林業振興課	1	
5	認第4号	令和5年度浜松市一般会計歳入歳出決算	産業振興課	5	2
	認第14号	令和5年度浜松市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算	企業立地推進課	1	
6	認第4号	令和5年度浜松市一般会計歳入歳出決算	スタートアップ推進課	1	2
7	認第4号	令和5年度浜松市一般会計歳入歳出決算	観光・シティプロモーション課	2	3

※課長数には担当課長を含む。部長数には技術統括監、担当部長、参与を含む。

決算審査特別委員会の審査順序（第2分科会）

2日目【10月2日】

順序	議案番号	案 件 名	課名等	課長数	部長数
1	認第4号	令和5年度浜松市一般会計歳入歳出決算	消防総務課	1	2
			予防課	1	
			警防課	2	
			情報指令課	1	
2	認第4号 認第10号	令和5年度浜松市一般会計歳入歳出決算 令和5年度浜松市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算	上下水道総務課	2	1
			お客さまサービス課	1	
			天竜上下水道課	1	
3	認第4号	令和5年度浜松市一般会計歳入歳出決算	緑政課	1	3
			動物園	1	
			公園課	1	
			公園管理事務所	1	
4	認第4号 認第15号	令和5年度浜松市一般会計歳入歳出決算 令和5年度浜松市駐車場事業特別会計歳入歳出決算	都市計画課	1	2
			土地政策課	2	
			交通政策課	1	
			市街地整備課	1	
			建築行政課	1	
			住宅課	1	
5	認第4号	令和5年度浜松市一般会計歳入歳出決算	道路企画課	2	2
			道路保全課	2	
			河川課	1	

※課長数には担当課長を含む。部長数には技術統括監、担当部長、参与を含む。

決算審査特別委員会の審査順序（第2分科会）

3日目【10月4日午前】

1	認第4号	令和5年度浜松市一般会計歳入歳出決算	環境政策課	1	2
			環境保全課	1	
			産業廃棄物対策課	1	
2	認第4号	令和5年度浜松市一般会計歳入歳出決算	一般廃棄物対策課	2	2
			廃棄物処理施設課	1	
			平和清掃事業所	1	
			天竜清掃事業所	1	

※課長数には担当課長を含む。部長数には技術統括監、担当部長、参与を含む。

第1分科会(1日目) 発言順序

◎令和6年10月1日(火)

審査 区分 発言 順序	議会事務局	企画調整部	政策補佐官	総務部 選挙管理委員会 事務局	健康福祉部				
					保健所	健康医療課 精神保健福祉センター 看護専門学校 保健環境研究所	病院管理課 佐久間病院 健康増進課	福祉総務課 障害保健福祉課 障害者更生相談所	高齢者福祉課 介護保険課 国保年金課
1	自由民主党浜松	市民クラブ	創造浜松	公明党	日本共産党 浜松市議団	市民サポート 浜松	浜松市政向上 委員会	自由民主党浜松	市民クラブ
2	市民クラブ	創造浜松	公明党	日本共産党 浜松市議団	市民サポート 浜松	浜松市政向上 委員会	自由民主党浜松	市民クラブ	創造浜松
3	創造浜松	公明党	日本共産党 浜松市議団	市民サポート 浜松	浜松市政向上 委員会	自由民主党浜松	市民クラブ	創造浜松	公明党
4	公明党	日本共産党 浜松市議団	市民サポート 浜松	浜松市政向上 委員会	自由民主党浜松	市民クラブ	創造浜松	公明党	日本共産党 浜松市議団
5	日本共産党 浜松市議団	市民サポート 浜松	浜松市政向上 委員会	自由民主党浜松	市民クラブ	創造浜松	公明党	日本共産党 浜松市議団	市民サポート 浜松
6	市民サポート 浜松	浜松市政向上 委員会	自由民主党浜松	市民クラブ	創造浜松	公明党	日本共産党 浜松市議団	市民サポート 浜松	浜松市政向上 委員会
7	浜松市政向上 委員会	自由民主党浜松	市民クラブ	創造浜松	公明党	日本共産党 浜松市議団	市民サポート 浜松	浜松市政向上 委員会	自由民主党浜松

※第1分科会の所管は、厚生保健委員会・市民文教委員会・総務委員会の一部(企画調整部、総務部、財務部、ウエルネス推進事業本部、会計課、監査事務局、人事委員会事務局、選挙管理委員会事務局、議会事務局)です。

第1分科会(2日目) 発言順序

◎令和6年10月3日(木)

審査 区分 発言 順序	中央区 浜名区 天竜区	市民部			学校教育部	
		市民生活課 市民協働・地域政策課 UD・男女共同参画課	文化振興担当	スポーツ 振興担当	教育総務課 教育施設課 健康安全課	教職員課 教育センター 指導課 教育支援課 市立高等学校
1	創造浜松	公明党	日本共産党 浜松市議団	市民サポート 浜松	浜松市政向上 委員会	自由民主党浜松
2	公明党	日本共産党 浜松市議団	市民サポート 浜松	浜松市政向上 委員会	自由民主党浜松	市民クラブ
3	日本共産党 浜松市議団	市民サポート 浜松	浜松市政向上 委員会	自由民主党浜松	市民クラブ	創造浜松
4	市民サポート 浜松	浜松市政向上 委員会	自由民主党浜松	市民クラブ	創造浜松	公明党
5	浜松市政向上 委員会	自由民主党浜松	市民クラブ	創造浜松	公明党	日本共産党 浜松市議団
6	自由民主党浜松	市民クラブ	創造浜松	公明党	日本共産党 浜松市議団	市民サポート 浜松
7	市民クラブ	創造浜松	公明党	日本共産党 浜松市議団	市民サポート 浜松	浜松市政向上 委員会

※第1分科会の所管は、厚生保健委員会・市民文教委員会・総務委員会の一部(企画調整部、総務部、財務部、ウエルネス推進事業本部、会計課、監査事務局、人事委員会事務局、選挙管理委員会事務局、議会事務局)です。

第1分科会(3日目) 発言順序

◎令和6年10月4日(金)午後

審査 区分 発言 順序	会計課 人事委員会事務局 監査事務局	ウエルネス 推進事業本部	こども家庭部	財務部		
				税務担当	アセットマネジメント推進課 公共建築課 調達課 技術監理課	財政課
1	市民クラブ	創造浜松	公明党	日本共産党 浜松市議団	市民サポート 浜松	浜松市政向上 委員会
2	創造浜松	公明党	日本共産党 浜松市議団	市民サポート 浜松	浜松市政向上 委員会	自由民主党浜松
3	公明党	日本共産党 浜松市議団	市民サポート 浜松	浜松市政向上 委員会	自由民主党浜松	市民クラブ
4	日本共産党 浜松市議団	市民サポート 浜松	浜松市政向上 委員会	自由民主党浜松	市民クラブ	創造浜松
5	市民サポート 浜松	浜松市政向上 委員会	自由民主党浜松	市民クラブ	創造浜松	公明党
6	浜松市政向上 委員会	自由民主党浜松	市民クラブ	創造浜松	公明党	日本共産党 浜松市議団
7	自由民主党浜松	市民クラブ	創造浜松	公明党	日本共産党 浜松市議団	市民サポート 浜松

※第1分科会の所管は、厚生保健委員会・市民文教委員会・総務委員会の一部(企画調整部、総務部、財務部、ウエルネス推進事業本部、会計課、監査事務局、人事委員会事務局、選挙管理委員会事務局、議会事務局)です。

第2分科会(1日目) 発言順序

◎令和6年9月30日(月)

審査 区分 発言 順序	カーボン ニュートラル 推進事業本部	デジタル・ スマートシティ 推進部	危機管理課	産業部			
				農林水産担当 農業委員会事務局	産業振興課 企業立地推進課	スタートアップ 推進担当	観光・ブランド 振興担当
1	自由民主党浜松	市民クラブ	創造浜松	公明党	日本共産党 浜松市議団	自由民主党浜松	市民クラブ
2	市民クラブ	創造浜松	公明党	日本共産党 浜松市議団	自由民主党浜松	市民クラブ	創造浜松
3	創造浜松	公明党	日本共産党 浜松市議団	自由民主党浜松	市民クラブ	創造浜松	公明党
4	公明党	日本共産党 浜松市議団	自由民主党浜松	市民クラブ	創造浜松	公明党	日本共産党 浜松市議団
5	日本共産党 浜松市議団	自由民主党浜松	市民クラブ	創造浜松	公明党	日本共産党 浜松市議団	自由民主党浜松

※第2分科会の所管は、環境経済委員会・建設消防委員会・総務委員会の一部(デジタル・スマートシティ推進部、カーボンニュートラル推進事業本部及び危機管理課)です。

第2分科会(2日目) 発言順序

◎令和6年10月2日(水)

審査 区分 発言 順序	消防	上下水道部	都市整備部		土木部
			花みどり担当	都市計画課 土地政策課 交通政策課 市街地整備課 建築行政課 住宅課	
1	創造浜松	公明党	日本共産党 浜松市議団	自由民主党浜松	市民クラブ
2	公明党	日本共産党 浜松市議団	自由民主党浜松	市民クラブ	創造浜松
3	日本共産党 浜松市議団	自由民主党浜松	市民クラブ	創造浜松	公明党
4	自由民主党浜松	市民クラブ	創造浜松	公明党	日本共産党 浜松市議団
5	市民クラブ	創造浜松	公明党	日本共産党 浜松市議団	自由民主党浜松

※第2分科会の所管は、環境経済委員会・建設消防委員会・総務委員会の一部(デジタル・スマートシティ推進部、カーボンニュートラル推進事業本部及び危機管理課)です。

第2分科会(3日目) 発言順序

◎令和6年10月4日(金)午前

審査 区分 発言 順序	環境部	
	環境政策課 環境保全課 産業廃棄物対策課	一般廃棄物対策課 廃棄物処理施設課 平和清掃事業所 天竜環境事業所
1	創造浜松	公明党
2	公明党	日本共産党 浜松市議団
3	日本共産党 浜松市議団	自由民主党浜松
4	自由民主党浜松	市民クラブ
5	市民クラブ	創造浜松

※第2分科会の所管は、環境経済委員会・建設消防委員会・総務委員会の一部(デジタル・スマートシティ推進部、カーボンニュートラル推進事業本部及び危機管理課)です。

令和6年度決算審査特別委員会・分科会1日当たり会派持ち時間について

【1日フル 9:30～17:00】 ※非交渉団体1人5分

(9/30～10/3)

	第1分科会（委員数23人）					第2分科会（委員数22人）				
	人数	72分	72分	計	1人当たり	人数	72分	72分	計	1人当たり
		会派割	議員割				会派割	議員割		
自由民主党浜松	11	14分	34分	48分	4分	12 (※)	15分	39分	54分	4分
市民クラブ	4 (※)	14分	12分	26分	6分	3	15分	9分	24分	8分
創造浜松	2	14分	6分	20分	10分	3	15分	9分	24分	8分
公明党	3	14分	9分	23分	7分	2	15分	6分	21分	10分
日本共産党浜松市議団	1	5分	3分	8分	8分	2	10分	6分	16分	8分
浜松市政向上委員会	1	5分	3分	8分	8分					
市民サポート浜松	1	5分	3分	8分	8分					

(※)は監査委員1人分加算

※1日450分から休憩(15分)、昼休憩(60分)及び当局入替時間(15分)を削除し、審査時間を360分と想定しています。

※質問時間と回答時間の比率(1:1.5)に基づき、質問時間(144分):回答時間(216分)としています。

※1分に満たない時間数は端数切り捨てとなりますので、会派割及び議員割の合計が質問時間と一致しない場合があります。

【半日(第1分科会13:30～17:00 第2分科会9:30～12:00)】 ※非交渉団体の会派割は1人2分 (10/4)

	第1分科会（委員数23人）					第2分科会（委員数22人）				
	人数	40分	40分	計	1人当たり	人数	28分	28分	計	1人当たり
		会派割	議員割				会派割	議員割		
自由民主党浜松	11	8分	19分	27分	2分	12 (※)	6分	15分	21分	1分
市民クラブ	4 (※)	8分	6分	14分	3分	3	6分	3分	9分	3分
創造浜松	2	8分	3分	11分	5分	3	6分	3分	9分	3分
公明党	3	8分	5分	13分	4分	2	6分	2分	8分	4分
日本共産党浜松市議団	1	2分	1分	3分	3分	2	4分	2分	6分	3分
浜松市政向上委員会	1	2分	1分	3分	3分					
市民サポート浜松	1	2分	1分	3分	3分					

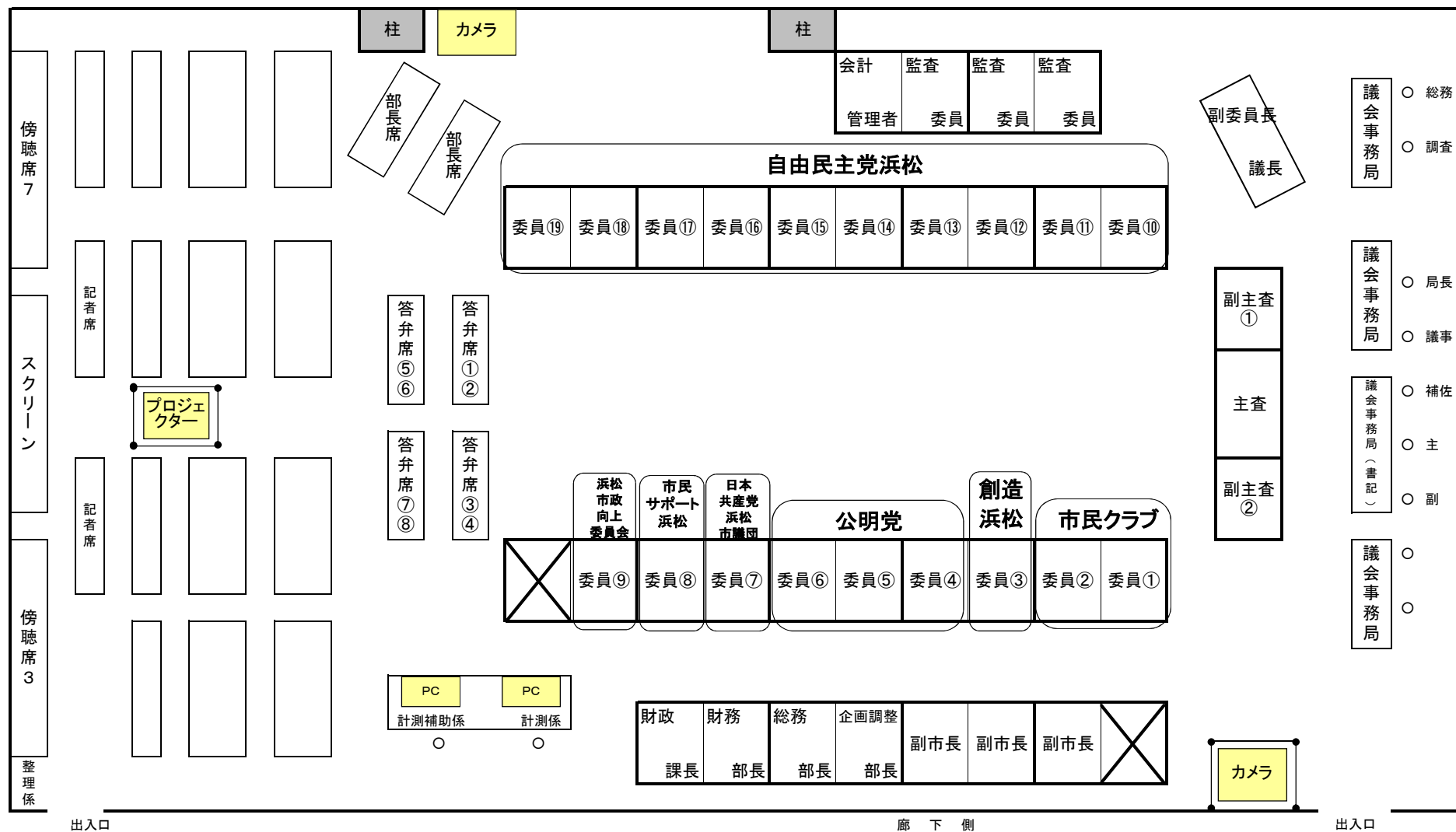
(※)は監査委員1人分加算

※第1分科会は、半日210分から休憩(5分)及び当局入替時間(5分)を削除し、審査時間を200分と想定しています。さらに、質問時間と回答時間の比率(1:1.5)に基づき、質問時間(80分):回答時間(120分)としています。

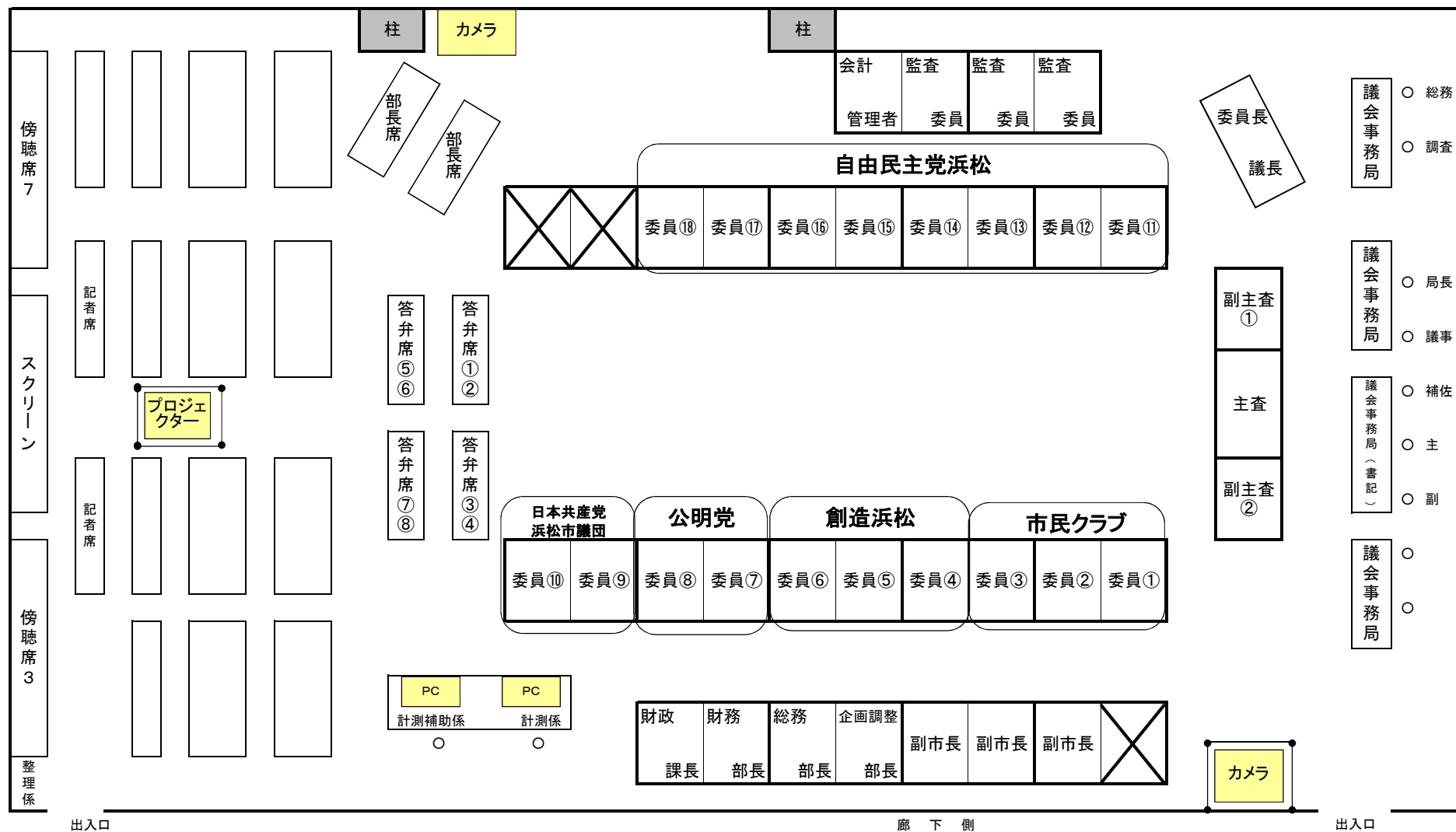
※第2分科会は、半日150分から休憩(5分)及び当局入替時間(5分)を削除し、審査時間を140分と想定しています。さらに、質問時間と回答時間の比率(1:1.5)に基づき、質問時間(56分):回答時間(84分)としています。

※1分に満たない時間数は端数切り捨てとなりますので、会派割及び議員割の合計が質問時間と一致しない場合があります。

R6 決算審査特別委員会（第1分科会）座席表



R6 決算審査特別委員会（第2分科会）座席表



決算審査に関する申合せ事項

令和 6. 8. 29 議会運営委員会 決定

令和 6. 8. 29 全 員 協 議 会 了 承

1 決算審査特別委員会の設置について

- (1) 一般会計及び特別会計の歳入歳出決算を審査するため、決算審査特別委員会を設置する。
- (2) 決算審査特別委員会の委員は、議長及び監査委員である議員を除いた議員とする。
- (3) 委員の任期は、本会議において選任された日から付託された決算の審査が終了するまでとする。

2 決算審査特別委員会の正・副委員長について

- (1) 決算審査特別委員会に委員長 1 人及び副委員長 1 人を置く。
- (2) 委員長は、原則として議会運営委員会の委員長をもって充てる。
- (3) 副委員長は、原則として議会運営委員会の副委員長 2 人のうちから 1 人をもって充てる。
- (4) 正・副委員長の任期は、委員の任期とする。

3 分科会の設置等について

(1) 設置

決算審査特別委員会に 2 つの分科会を設置し、それぞれの名称及び所管事項は次のとおりとする。

- ①第 1 分科会 厚生保健委員会及び市民文教委員会の所管する事項並びに総務委員会の所管する事項のうち企画調整部、総務部、財務部、ウェルネス推進事業本部、会計課、監査事務局、人事委員会事務局、選挙管理委員会事務局及び議会事務局に関するもの
- ②第 2 分科会 環境経済委員会及び建設消防委員会の所管する事項並びに総務委員会の所管する事項のうちデジタル・スマートシティ推進部、カーボンニュートラル推進事業本部及び危機管理課に関するもの

(2) 委員

第 1 分科会の委員は、決算審査特別委員会委員のうち厚生保健委員会及び市民文教委員会の委員並びに総務委員会委員のうち決算審査特別委員会において指名した者とする。

第 2 分科会の委員は、決算審査特別委員会委員のうち環境経済委員会及び建設消防委員会の委員並びに総務委員会委員のうち決算審査特別委員会において指名した者とする。

(3) 主査

分科会ごとに主査 1 人を置き、各分科会の委員のうち原則として常任委員会の委員長の職にある者の中から互選により選任する。

主査は、分科会の議事を整理し、秩序を保持するものとする。

(4) 副主査

分科会ごとに副主査 2 人を置き、各分科会の委員のうち原則として常任委員会の委員長の職にある者であって主査とならなかったものをもって充てる。なお、分科会の委員のうちに副主査となるべき常任委員会の委員長が 1 人しかいない場合には、当該分科会の委員のうち原則として常任委員会の副委員長の職にある者の中から 1 人を副主査とする。

副主査は、分科会での委員の質疑及び当局の答弁について要点を記すほか、主査の職務を補佐するものとする。

主査に事故があるときは、あらかじめ定める副主査が主査の職務を行う。

4 指摘事項等検討会議及び指摘事項等決定会議の設置等について

(1) 設置

決算審査特別委員会に指摘事項等検討会議及び指摘事項等決定会議を設置する。

(2) 委員

指摘事項等検討会議の委員は、各分科会の正・副主査及び各会派代表者とする。なお、正・副主査と会派代表者は兼ねてもよいこととする。また、決算審査特別委員会の正・副委員長は委員外議員として出席するものとする。

指摘事項等決定会議の委員は、決算審査特別委員会の正・副委員長、各分科会の正・副主査とし、正・副委員長または正・副主査を輩出していない会派については会派代表者とする。

なお、両会議とも非交渉団体のうち代表者 1 人を委員とする。

(3) 代理出席

委員が指摘事項等検討会議または指摘事項等決定会議を欠席するときは、代理者を出席させることができる。

5 決算審査特別委員会の運営等について

(1) 一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の説明並びに健全化判断比率及び資金不足比率の報告は、決算審査特別委員会の初日に財務部長が行うものとする。

(2) 内部統制評価報告書の説明は、決算審査特別委員会の初日に総務部長が行うものとする。

(3) 一般会計及び特別会計の歳入歳出決算に対する監査意見は、決算審査特別委員会の初日に代表監査委員が行うものとする。

(4) 決算審査特別委員会の最終日にそれぞれの分科会の主査から分科会での審査の経緯を報告するものとする。

- (5) 決算審査特別委員会で一般会計及び特別会計の歳入歳出決算に対する採決を行う前に、各歳入歳出決算に対する意見表明を行うことができる。なお、意見表明では、賛否を表明するのみとし、個別に賛否の理由を述べることはしないものとする。
- (6) 分科会報告で述べられた指摘事項については、指摘事項等検討会議及び指摘事項等決定会議において、決算審査特別委員会としての指摘事項、附帯意見とすべきかどうかを協議するものとする。

6 分科会の運営等について

(1) 開催日数

各分科会は、2.5 日間ずつ開催することとする。なお、2つの分科会を同時に開催することはしないものとする。

(2) 定足数

分科会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

(3) 傍聴の取扱い

分科会は、議員のほか、分科会の許可を得た者が傍聴することができる。

(4) 審査方法等

分科会での審査は部局ごとに取り扱うこととし、審査順序は決算審査特別委員会の初日に示すものとする。なお、各分科会の開催までに急遽、審査順序を変更する必要がある際には、分科会を開催する際に報告するものとする。

(5) 会派等の発言時間

1 日開催の分科会における会派（非交渉団体を含む。）の発言時間は、1 分科会 1 日当たり会派割時間総数（72 分）及び議員割時間総数（72 分）に基づき算出した時間とする。各会派の 1 分科会 1 日当たりの会派割時間数は、会派割時間総数（72 分）から非交渉団体に分配する時間数（1 人×5 分）を減じた時間を交渉団体の数で除して算出する。各会派の 1 分科会 1 日当たりの議員割時間数は、議員割時間総数（72 分）を当該分科会の議員総数で除して得た時間数に会派ごとの当該分科会の議員数を乗じて算出する。

また、0.5 日開催の分科会における会派（非交渉団体を含む。）の発言時間について、第 1 分科会は会派割時間総数（40 分）及び議員割時間総数（40 分）に基づき算出した時間とし、第 2 分科会は会派割時間総数（28 分）及び議員割時間総数（28 分）に基づき算出した時間とする。

各会派の 1 分科会 0.5 日当たりの会派割時間数は、会派割時間総数（第 1 分科会 40 分、第 2 分科会 28 分）から非交渉団体に分配する時間数（1 人×2 分）を減じた時間を交渉団体の数で除して算出する。

各会派の 1 分科会 0.5 日当たりの議員割時間数は、議員割時間総数（第 1 分科会 40 分、第 2 分科会 28 分）を当該分科会の議員総数で除して得た時間数に会派ごとの当該分科会の議員数を乗じて算出する。

なお、会派（非交渉団体を含む。）の発言時間には、当局の答弁時間は含まないものとする。また、算出した時間数に1分に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

(6) 発言時間の計測

会派（非交渉団体を含む。）の発言時間は議会事務局職員が計測することとし、発言中の会派の残時間については室内に表示する。

(7) 発言順序

発言は会派ごとに行い、発言順序は大会派順とし、2巡目の質疑を認めるものとする。なお、次の審査区分の発言については、順次、次の会派にローテーションするものとする。

(8) 発言内容の制限

分科会においては、採決を行わないことから討論は実施しないものとする。

(9) 審査経緯の取りまとめ

各分科会の審査経緯については、正副主査が主体となって取りまとめるものとする。

(10) 会議の運営等

会議の運営に当たっては、浜松市議会会議規則（昭和50年浜松市議会規則第1号）第80条から第86条まで、第97条、第104条から第111条まで及び第113条の規定を準用する。この場合において、「委員会」とあるのは「分科会」と、「委員長」とあるのは「主査」と、「議長」とあるのは「決算審査特別委員会委員長」と、「議会」とあるのは「議会及び決算審査特別委員会」と読み替えるものとする。

(11) その他

この申合せ事項に定めるもののほか、分科会の運営については、決算審査特別委員会に諮って決算審査特別委員会委員長が定めるものとする。

7 指摘事項等検討会議及び指摘事項等決定会議の運営等について

- (1) 指摘事項等検討会議の座長は主査が務めるものとし、指摘事項等決定会議の座長は委員長が務めるものとする。
- (2) 指摘事項等は、全出席者の4分の3以上の賛成により決定するものとする。
- (3) 指摘事項等決定会議へ提出する指摘事項等の件数は、各分科会当たり6件以内とし、決算審査特別委員会としての指摘事項等の件数は6件程度とする。

8 当局出席者について

(1) 決算審査特別委員会

出席者は、市長・副市長・水道事業及び下水道事業管理者・教育長・監査委員・技術統括監・政策補佐官・危機管理監・部長・事業本部長・担当部長・会計管理者・区長・消防長・保健所長・財政課長・秘書課長・監査事務局長とする。ただし、事業本部長・担当部長・区長は、必要に応じて出席するものとする。

(2) 分科会

出席者は、原則として決算審査特別委員会の出席者（市長を除く。以下同じ。）並びに議題となっている事項を所管する課の課長補佐以上の職にあるもの及び必要に応じて所属職員 1 人とする。ただし、区にあっては区長・副区長・区振興課長・区振興課長補佐・行政センター所長・支所長及び必要に応じてその他の職員 1 人とする。なお、副市長・監査委員・会計管理者並びに企画調整部長・総務部長及び財務部長は特段の理由がない限り常時出席するものとし、その他の決算審査特別委員会の出席者はそれぞれが所管する事項以外の審査においては出席を要しないものとする。

9 締めくくり質疑について

(1) 定義

締めくくり質疑は、分科会で述べられた質問に関する事項または決算全体に関わる事項に対して行うものとする。

また、質疑後は意見のみ述べることができるものとする。

(2) 形態

締めくくり質疑は、会派（非交渉団体を含む。）を代表して行うものとする。

(3) 実施時期等

締めくくり質疑は、分科会での審査を終えた後に開催する決算審査特別委員会において、両分科会の主査から分科会報告を行った後に行うこととする。

(4) 方式の選択

締めくくり質疑は、一括方式と分割方式のいずれかの選択制により行うものとし、締めくくり質疑通告書に一括または分割の別を明示する。

(5) 分割方式における分割区分及び締めくくり質疑の終結

分割は項目を単位として行うものとし、締めくくり質疑通告書に分割する箇所を明示する。また、締めくくり質疑の終結は、質疑者が通告の際に指定した区分ごとに終結するものとし、既に終えた項目については、さかのぼることはできないものとする。ただし、総括としての意見はこの限りではない。

(6) 発言時間

締めくくり質疑の発言時間は、答弁の時間を除いて、交渉団体にあつては 1 団体 15 分以内、非交渉団体にあつては 10 分（非交渉団体が複数ある場合は合計で 10 分）以内とする。

(7) 発言回数

一括方式は 3 回まで、分割方式は区分ごとに 3 回までとする。

(8) 発言順序

締めくくり質疑は、所属議員数の多い会派（非交渉団体を含む。）から順に行う。なお、所属議員が同数の会派（非交渉団体を含む。）の発言順序は、議会運営委員会において協議する。

(9) 通告期限等

通告期限は議会運営委員会で定めた日時とし、通告に当たっては別に定める締めくくり質疑通告書により行うものとする。

(10) 答弁者

答弁者については、締めくくり質疑を行う議員が指名する。

(11) 答弁の順序

市長を1番目とし、それ以降は質疑項目の順で行うものとする。また、分割方式においては、分割区分ごとに同様の順序とする。なお、質疑者は、できる限り答弁者が役職順になるよう質疑の構成に配慮することとする。